

2020年10月14日
九州電力株式会社

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正の連絡等について
(運転班の要員追加による原子力防災体制の充実)

1 概 要

川内原子力発電所の原子力防災体制の強化を図るため、原子力防災組織の運転班の要員を追加すること等を予定していることから、以下のとおり対応することとしたい。

2 対応内容

(1) 川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正の連絡

原子力防災体制の強化を図るために、次のとおり修正する。

①原子力防災組織の運転班に要員を追加する。

②原子力防災要員の追加に伴い、原子力防災資機材の一部の数量を見直す。

このため、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づき、

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正の内容及び理由を内閣府及び原子力規制庁へ連絡し運用する。

〔修正理由〕 運転班の要員追加による原子力防災体制の充実

(2) 上記修正に伴う届け出

①原子力防災要員現況届出書

②原子力防災資機材現況届出書

3 対応時期

(1) 修正の連絡

運転班の要員の追加及び原子力防災資機材の数量の見直しを実施した日から7日以内に届け出る届出書と合わせて、修正した日、内容及び理由を連絡する。

(2) 届出書の届け出

運転班の要員の追加及び原子力防災資機材の数量の見直しを実施した日から7日以内に、各届出書を届け出る。

以 上